

○逗子市文化振興基本計画策定・推進会議運営要綱

平成23年 3月 1日

要綱

改正 平成24年 4月 1日

[題名改正]

平成26年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市文化振興条例（平成21年条例第15号）第5条第3項及び第6条に規定する組織として、逗子市文化振興基本計画策定・推進会議（以下「会議」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

（平成24年 4月 1日・一部改正）

(会議の開催)

第2条 会議の開催に当たっては、その参集の求めは教育長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

（平成24年 4月 1日・一部改正）

(メンバー)

第3条 会議のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内の文化活動を行う団体等からの推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育長が特に必要があると認める者

（平成24年 4月 1日・追加）

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、メンバーの互選により定める。

2 会長は、会議の進行、調整等を行う。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成24年 4月 1日・一部改正）

(協力の要請)

第5条 会長は、特に必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対し、資料の提

出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(平成24年4月1日・一部改正)

(庶務)

第6条 会議の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(平成24年4月1日・平成26年4月1日・一部改正)

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

(平成24年4月1日・一部改正)

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

(平成24年4月1日・一部改正)

附 則 (平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。